

# 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の 開発に関する基本方針」の変更について

令和2年3月  
国土交通省港湾局

# 1. 基本方針とは

## 1) 基本方針とは

港湾法第3条の2第1項の規定により国土交通大臣が定める、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する方針

## 2) 基本方針の役割

- ①国の港湾行政の指針（港湾法第3条の2第1項）
- ②個別の港湾計画を定める際の指針（港湾法第3条の3第2項）
- ③特定貨物輸入拠点港湾における特定利用推進計画の指針（港湾法第50条の6第4項）
- ④国際旅客船拠点形成港湾における国際旅客船拠点形成計画の指針（港湾法第50条の16第4項）

## 3) 基本方針に定める事項（港湾法第3条の2第2項）

- I. 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項
- II. 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項
- III. 開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項
- IV. 港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項
- V. 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項
- VI. 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項
- VII. 民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項

## 2. 基本方針の変更経緯

昭和48年 港湾法改正 基本方針の策定等を規定  
昭和49年 **基本方針告示** (I～III章構成) 初めての基本方針策定

⋮

平成17年 交通政策審議会答申 「地震に強い港湾のあり方」、「今後の港湾環境政策の基本的な方向について」、  
「安全で経済的な港湾施設の整備・維持管理システムのあり方について」  
平成20年度 交通政策審議会答申 「我が国産業の国際競争力強化等を図るための今後の港湾政策のあり方」、  
「地球温暖化に起因する気候変動に対する港湾政策のあり方について」  
平成20年 **基本方針告示** … 基幹的広域防災拠点の整備、地球温暖化防止対策、港湾の施設の技術上の基準の性能規定化等の新規施策を追加

平成23年 港湾法改正 基本方針の規定内容に「港湾の効率的な運営」を追加  
平成23年 **基本方針告示** (I～VI章構成) … 国際戦略港湾、港湾運営会社制度、国際バルク戦略港湾、津波防災対策等の新規施策を追加

平成24年 交通政策審議会防災部会答申「港湾における地震・津波対策のあり方」  
平成25年 港湾法改正  
平成26年 **基本方針告示** … 開発保全航路(待避機能)、緊急確保航路、港湾施設の適切な維持管理、港湾広域防災協議会特定貨物輸入拠点港湾、特定利用推進計画に関する記述を追加

平成26年 港湾法改正  
インフラ長寿命化基本計画等 「戦略的な維持管理の推進」  
**基本方針告示** … 国・港湾管理者・民間の協働体制の構築(国際拠点港湾)、ロジスティクス・ハブ機能の強化  
民有護岸等の大規模地震対策、港湾施設の戦略的な維持管理・更新等に関する記述を追加

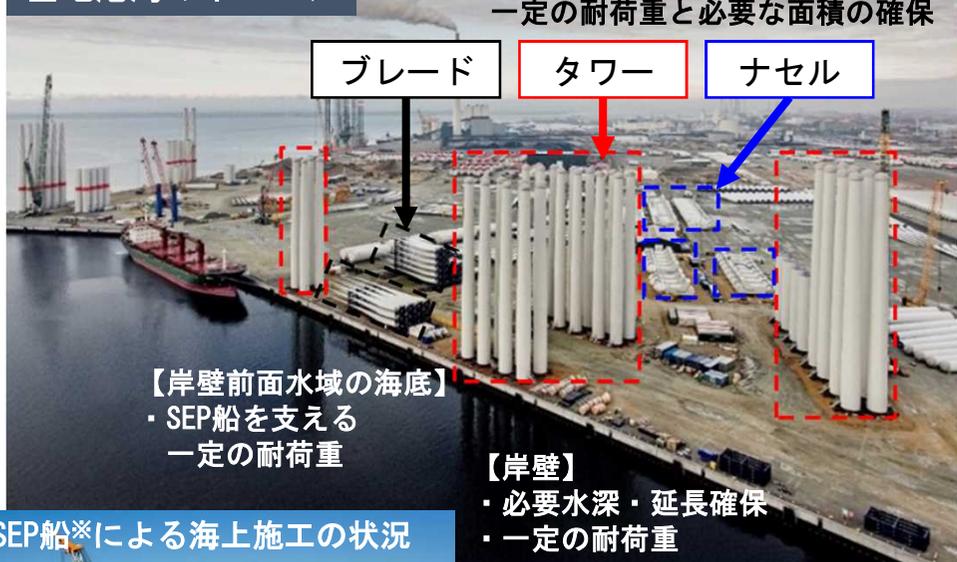
平成29年 港湾法改正  
平成29年 **基本方針告示** (I～VII章構成) … 国際旅客拠点形成港湾、国際旅客拠点形成計画、開発保全航路(国際観光の振興)、に関する記述を追加

平成30年 「港湾の中長期政策『PORT2030』」のとりまとめ  
令和元年 **基本方針告示** (I～V章構成) … 我が国を取り巻く新たな状況認識のもと、「中長期政策」の方向性や施策を踏まえた見直し

### 3. 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）制度の概要

- 洋上風力発電設備の設置及び維持管理に利用される基地港湾においては、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭が必要であり、高度な維持管理のほか、広域に展開し、参入時期の異なる複数の発電事業者間の利用調整も必要
- このため、国が基地港湾を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産について、国から再エネ海域利用法に基づく選定事業者等に対し、長期・安定的に貸し付ける制度を創設

#### 基地港湾のイメージ



【組立用、資機材保管用の後背地】  
一定の耐荷重と必要な面積の確保

ブレード

タワー

ナセル

【岸壁前面水域の海底】  
・SEP船を支える  
一定の耐荷重

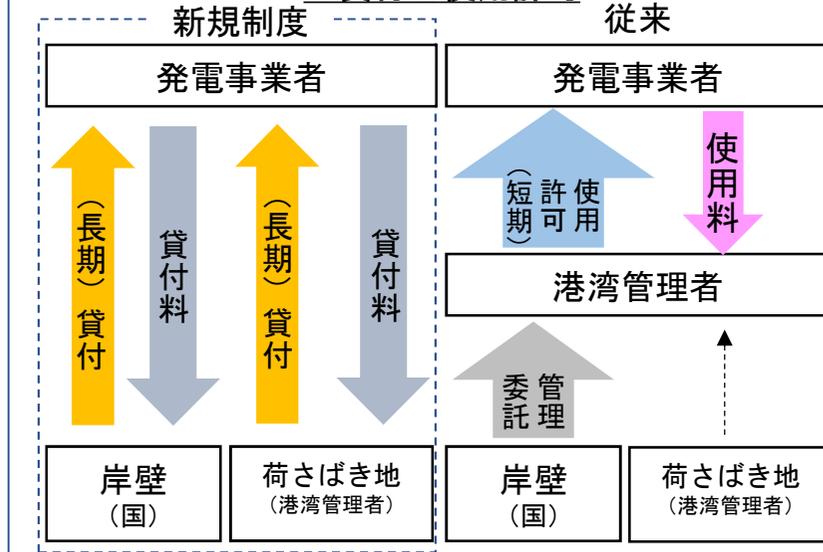
【岸壁】  
・必要水深・延長確保  
・一定の耐荷重

#### ○SEP船※による海上施工の状況

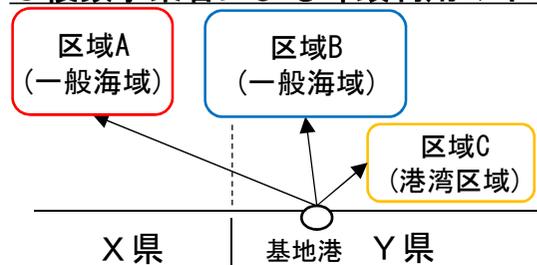


※SEPはSelf-Elevating Platformの略  
自己昇降式作業船

#### ○貸付と使用許可

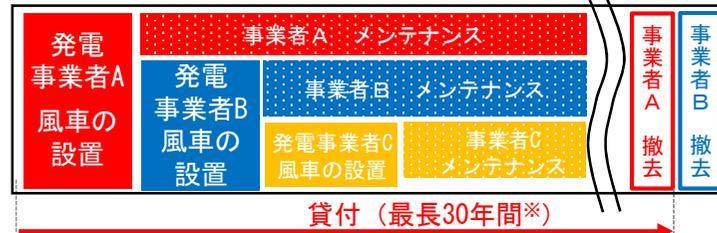


#### ○複数事業者による埠頭利用のイメージ



※固定価格買取制度 (FIT) における  
洋上風力発電の調達期間は最長20年

国が発電事業者A、B、Cの埠頭利用を調整



## 4. 基本方針の主な変更内容

- 「V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項」の「2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項」において、「(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾」を追加し、発電事業者による長期的かつ安定的な利用に加え、2以上の発電事業者との利用調整や災害等の事由に伴う利用の協力等を明示するものである。

基本方針の変更案	現行の基本方針 (R1.6.27告示)
<p>V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項</p> <p>2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</p> <p>(1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾</p> <p>(2) クルーズ船の受入拠点となる港湾</p> <p>(3) 海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点となる港湾</p> <p>海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成するため、国・港湾管理者・民間企業の連携による港湾の効果的な利用を推進する。</p> <p>特に、洋上風力発電は、地球温暖化対策に有効であり、大規模な開発により経済性の確保が可能で、関連産業の育成や波及効果も期待される。洋上風力発電の導入促進のためには、事業の予見可能性を高める必要があることに鑑み、国及び港湾管理者は、重厚長大な資機材を扱うことが可能な耐荷重・広さを備えた埠頭において、発電事業者による発電設備の設置から撤去に至るまでの長期的かつ安定的な利用の確保に取り組む。</p> <p>このような取組を行う港湾を海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（以下「基地港湾」という。）として指定する。基地港湾において、国及び当該港湾の港湾管理者は、埠頭の長期貸付けを行う。貸付けにあたり、国は、当該埠頭の貸付けを受ける2以上の発電事業者間の適切な利用調整を行う。当該埠頭については、国、港湾管理者及び発電事業者が連携して、災害時等における公共的な利用を確保する体制を構築する。</p> <p>なお、このような基地港湾の埠頭については、最大30年間にわたり発電事業者に貸し付けることができることから、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾の開発、利用及び保全に係る長期的な展望との調和を図る必要がある。</p> <p>また、国、港湾管理者及び発電事業者は地域との共生や地域経済への波及の観点に配慮する必要がある。</p> <p>(以下略)</p>	<p>V 港湾の開発、利用及び保全に際し特に考慮する基本的な事項</p> <p>2 官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項</p> <p>(1) バルク貨物等の輸送網の拠点となる港湾</p> <p>(2) クルーズ船の受入拠点となる港湾</p> <p>(新設)</p> <p>(以下略)</p>